

## 仕様書

## 1 業務名

知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託（以下「本委託」という。）

## 2 目的

本委託業務は、地域の現状や住民ニーズについて調査・分析を行い、まちづくりの変化にも対応しながら、知多市にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにし、将来に向けて持続可能な公共交通を構築するため、マスタープランとなる知多市地域公共交通計画を策定するものである。

なお、知多市地域公共交通計画は令和6年度、令和7年度の2か年で策定する。

## 3 履行期間

令和6年度業務は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）までとする。

なお、令和7年度業務は、別に契約を締結し、履行期間を定める。

## 4 対象区域

知多市内全域及び関係路線が運行する周辺市町

## 5 委託業務の内容

〈令和6年度業務〉

## (1) 計画準備

本委託の趣旨を十分理解した上で、作業上問題の生じないように計画を立案し、発注者との協議により、作業を円滑に進めるために下記書類を作成し、発注者と十分な打ち合わせを行う。

ア 業務計画書

イ 業務スケジュール

ウ その他、市が必要と認める書類

## (2) 知多市の現状整理

既存の統計データ等から人口推移、地区別の人口、人口分布（現在と将来）、生活関連施設の立地状況などを整理する。

## (3) 上位・関連計画等におけるまちづくりの方向性の整理

第6次知多市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）、知多市都市計画マスタープラン、知多市立地適正化計画などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公

公共交通の位置付けなどを整理する。

(4) 新たな技術を活用した取組事例の整理

デマンド型交通や自動運転、グリーンスローモビリティ、MaaS等、公共交通分野において新たな技術を活用した取組が全国的に展開されていることから、これらの取組事例を整理するとともに、ラストワンマイル・モビリティなど、本市の既存の公共交通を補完する新しい交通手段について整理する。

(5) 地域公共交通の現状分析

知多市や交通事業者からの提供データ等をもとに、モード別・路線別の公共交通の運行状況、利用状況、収支状況等を整理する。また、これまでの地域公共交通に関する取組状況を整理する。

(6) 関係者ヒアリング

地域公共交通の方向性を検討するため、庁内関係各課へのヒアリングを行い、まちづくりの現状と取組内容、取組における公共交通の位置付け、求める役割等を整理する。

また、交通事業者や市内事業者等へのヒアリングを行い、関係各機関からの問題点、課題、公共交通のあり方などについて聞き取りを行う。

(7) 公共交通の利用実態の把握・分析

ア バス乗降調査データの集計・分析

市内バス路線（あいあいバス、民間路線バス）について、路線別、便別のバスの利用状況を把握するため、発注者が行うバス乗降調査データの集計及び分析等を行うほか、効率的かつ効果的な調査方法を提案する。

(ア) 調査の実施時期

令和6年6月頃

(イ) 調査の対象及び方法

あいあいバス3コース、民間路線バス4路線全便の平日1日間、休日1日間のバス全利用者を調査対象とし、バス停間OD調査を実施する。

イ バス利用者アンケート

市内バス路線（あいあいバス、民間路線バス）について、各線の利用状況やニーズを把握するため、発注者が行うバス利用者アンケートの調査票等の準備品の用意、調査実施後の集計及び分析等を担当するほか、効率的かつ効果的な調査方法を提案する。

(7) 実施時期

バス乗降調査と同時

(1) 調査の対象

あいあいバス3コース、民間路線バス4路線全便の平日1日間、休日1日間のバス全利用者

(8) 市民アンケート調査

日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通の利用者及び公共交通の潜在需要層のニーズ等を把握し、将来の地域公共交通の姿やその実現に向けて必要となる施策等を検討するにあたっての基礎資料とするため、次の「ア」「イ」の方を対象に、効率的かつ効果的な調査方法を提案した上で、市民アンケートを実施する。

ア 15歳以上の知多市民の方(2,000人)

イ 市内の中学生、高校生(対象人数については、学校等との調整により決定する。)

(9) 地域公共交通を取り巻く課題整理

地域や公共交通の現況特性、上位関連計画におけるまちづくりの方向性、市民の移動実態・ニーズなどから、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(10) 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定支援

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るための基本方針を発注者が設定できるよう、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合を図りながら提案する。

地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を発注者が設定できるよう、専門的な知見から提案する。

地域公共交通のあり方については、公共交通の位置付けを明確にして、幹線交通とそれを補完する支線交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を検討する。

(11) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討支援

目標を達成する上で必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを発注者と検討し、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を提案する。

(12) 知多市地域公共交通計画(案)の取りまとめ

前項までの検討内容を「知多市地域公共交通計画（案）」として取りまとめる。計画案では、計画書全体の章構成、各章における記載内容が伝わるよう留意する。

(13) 知多市地域公共交通会議の運営支援（令和6年度）

知多市地域公共交通計画の内容等を協議するための会議を開催する。受注者は、資料作成、議事録作成などの支援を行う。

(14) 打合せ協議（令和6年度）

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、打合せ協議を行う。

(15) 報告書作成

以上の結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

<令和7年度業務>

(16) 市民ワークショップの開催支援

市民意見を反映した計画とするため、令和6年度に取りまとめた知多市地域公共交通計画（案）をもとに、1回程度、発注者が運営する市民ワークショップについて、効果的かつ効果的な開催方法を提案するとともに、必要に応じて資料の作成、結果の取りまとめを行う。

ア 実施時期

令和7年7月頃

イ 実施場所

知多市内

(17) パブリックコメントの実施支援

知多市地域公共交通計画（案）のパブリックコメントの実施を支援し、寄せられた意見の取りまとめを行う。

(18) 知多市地域公共交通会議の運営支援（令和7年度）

知多市地域公共交通計画の内容等を協議するための会議を開催する。受注者は、資料作成、議事録作成などの支援を行う。

(19) 打合せ協議（令和7年度）

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、打合せ協議を行う。

(20) 報告書作成

以上の結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

## 6 成果品

本委託の成果品として、次のとおり納品するものとする。

### 〈令和6年度業務〉

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 各種調査報告書（集計・分析結果及びその関連資料） 1部
- (3) 各業務項目において作成した根拠資料等 1部
- (4) 知多市地域公共交通計画（案） 原稿
- (5) 上記の報告書、計画書等に関する電子記録媒体（CD-R等） 1枚

### 〈令和7年度業務〉

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 各業務項目において作成した根拠資料等 1部
- (3) 知多市地域公共交通計画 本編 原稿
- (4) 知多市地域公共交通計画 概要版 原稿
- (5) 上記の業務報告書、計画書等に関する電子記録媒体（CD-R等） 1枚

## 7 完了報告及び支払方法

- (1) 本委託が完了した場合、受注者は、次の書類等を発注者が指定する期日までに提出するものとする。

ア 完了届

イ その他発注者が必要とする書類等

- (2) 発注者は、毎年度、完了検査合格後に委託費を支払うものとする。

## 8 受注者の責務

- (1) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。
- (2) 受注者は本委託の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。  
また、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。この場合において、再委託に関するすべての責任は受注者が負わなければならない。

## 9 秘密漏洩の防止

受注者は、業務の遂行上及びこれに関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
なお、このことについては本委託業務が終了した後においても同様とする。

## 10 市及び第三者に対する損害賠償

受注者は、本委託の実施中に、受注者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、発注者に損害を与えたときは発注者と受注者とが協議を行い、決定するものとし、第三者に損害を与えたときは第三者と受注者とが協議を行い、決定するものとする。

## 11 その他

(1) 本委託の遂行にかかる費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者の負担とする。

(2) 本委託は、本仕様書によるほか、関係法令等に基づき実施する。

(3) 本委託において、成果品等に不備が生じた場合は、受注者は訂正、補足等を行い、改めて納品するものとする。

なお、これにより生じた費用については、受注者の負担とする。

(4) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。